労災診療費算定実務講座

令和８年度



公益財団法人　労災保険情報センター

©2026 RIC All Rights Reserved

第1編

基本診療料等

公益財団法人　労災保険情報センター

©2026 RIC All Rights Reserved

変更 ◆ 療養の給付請求書取扱料

◆ 初診料

変更 ◆ 再診料

◆ 入院料

変更 ◆ 入院時食事療養費

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト8頁

変更 療養の給付請求書取扱料

２,２００円

療養(補償)等給付たる療養の給付請求書

業務災害	様式第５号
通勤災害	様式第１６号の３

再発 ・・・ 算定不可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト10頁

初　診　料

３,８５０円

- 災害の発生につき 算定

- 他保険等で継続診療中に労災保険の初診が行われた場合
 - ➡ 初診料 ３,８５０円 **算定可**

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト10頁

初　診　料

３,８５０円

- 災害の発生につき 算定

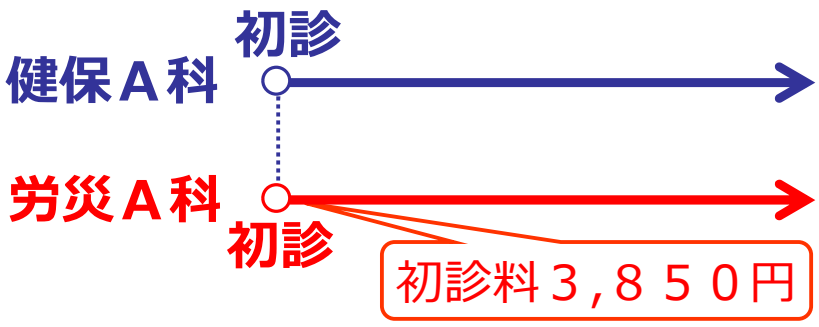
- 労災で継続診療中に新たな労災保険の初診が行われた場合
 - ➡ 初診料 ３,８５０円 **算定可**

©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２

テキスト11頁

健康保険の初診(Ａ科)と同一日、同一の診療科で行った 労災保険の初診料

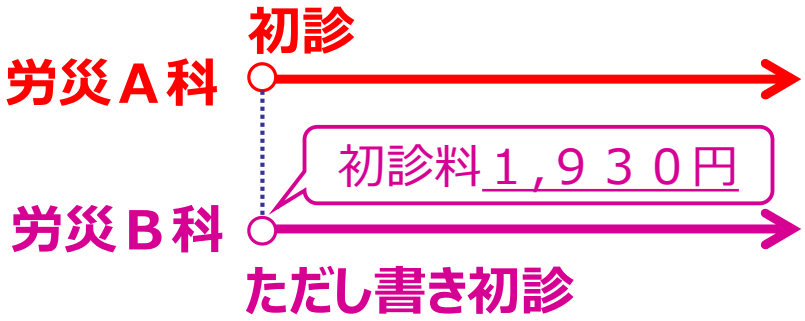


©2026 RIC All Rights Reserved

算定例5

テキスト12頁

労災保険の初診(Ａ科)と同一日に、同一災害の異なる傷病で行った労災保険の初診料（B科）



©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト13頁

救急医療管理加算

入院外　１,２５０円
入　院　６,９００円（１日につき）

７日間を限度

●●●初診時に救急医療を行った場合に算定

算定できない場合

- 再発
- 症状が安定した後の転医始診
- 初診料(3,850円)が算定できない場合 等

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト15頁

救急医療管理加算

入院外　１,２５０円
入　院　６,９００円（１日につき）

７日間を限度

ポイント

重複算定できないもの

健保点数表「救急医療管理加算」
「特定入院料」

健康保険「保険外併用療養費
(初診時自己負担金)」

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト25頁

変更

再　診　料

１,４３０円

・一般病床２００床未満の医療機関

・一般病床２００床以上の医療機関の
歯科、歯科口腔外科

一般病床２００床以上の医療機関
（歯科、歯科口腔外科 を除く）

➡ **外来診療料**　を算定

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト25頁

変更

再　診　料

１,４３０円

同一日　複数科再診

➡ ２つ目の診療科に限り、
７２０円を算定

＊その他の再診料に係る取扱い
（注８外来管理加算を除く）は
健保準拠

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト29頁

外来管理加算の特例

健保では外来管理加算を算定できない処置等を行った場合

その点数が、外来管理加算の**５２点**に満たない場合、外来管理加算を算定

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト29頁

外来管理加算の特例

外来管理加算の点数に満たない処置等が**２つ以上**ある場合

最も低い点数に対して外来管理加算を算定し、他の点数は外来管理加算の５２点に読み替える

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

再診時に次の処置、検査を行った場合
（腰　部）消炎鎮痛等処置(器具)
（右　目）眼処置
細隙灯顕微鏡検査(前眼部)

	労災	健保
消炎鎮痛等処置(器具)	[読替]５２点	３５点
細隙灯顕微鏡検査	[読替]５２点	４８点
眼処置	２５点	２５点
外来管理加算	(特) ５２点	算定不可
合　計	１８１点	１０８点

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト30頁

外来管理加算の特例

ポイント

四肢以外に行った創傷処置(100㎠未満)

➡ ４５点として算定し、
外来管理加算の特例の取扱いの
対象とすることができる。

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト40頁

入院基本料

入院の日から起算して２週間以内の期間
健保点数の１.３０倍

２週間を超える日以降の期間
健保点数の１.０１倍

ただし！ **初期加算等**は除く
（入院期間に応じて加算する点数）

ポイント① **特定入院料** ・・・ 対象外

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト40頁

診療報酬点数表　第１章　第２部　入院料等

第１節　入院基本料

１.３０倍
（１.０１倍）

入院基本料
基本点数

＋

各種加算
※初期加算等を除く

＋ 初期加算等 ＋

第２節
入院基本料等加算

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト57頁

入院室料加算

ア　重篤・絶対安静

イ　手術のため常時監視を要する

ウ　隔離の必要性

エ　普通室が満床
　　かつ　緊急に入院療養を要する

入院日から７日限度

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト57頁

入院室料加算

ポイント　重複算定できないもの

第２節　入院基本料等加算のうち
「重症者等療養環境特別加算」
「療養環境加算」
「療養病棟療養環境加算」
「療養病棟療養環境改善加算」
「診療所療養病床療養環境加算」
「診療所療養病床療養環境改善加算」

第３節　特定入院料

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト66頁

病衣貸与料

１０点
（１日につき）

①患者が緊急収容され病衣を有していないため医療機関が病衣の貸与をした場合

②傷病の感染予防上の必要性から医療機関が患者に病衣を貸与した場合

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト69頁

変更

入院時食事療養費

食事療養の費用額算定表の１.２倍
（１０円未満 四捨五入）

入院時食事療養（Ｉ）　１食につき

① ②以外の食事療養を行う場合	８８０円
② 流動食のみを提供する場合	８００円

・特別食加算（②を算定する患者以外）　９０円

・食堂加算　１日につき　６０円

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト69頁

変更

入院時食事療養費

食事療養の費用額算定表の１.２倍
（１０円未満 四捨五入）

入院時食事療養（Ⅱ）　１食につき

① ②以外の食事療養を行う場合	７２０円
② 流動食のみを提供する場合	６６０円

©2026 RIC All Rights Reserved

©2026 RIC All Rights Reserved

第2編

医学管理等・検査料・画像診断料

公益財団法人　労災保険情報センター

©2026 RIC All Rights Reserved

◆医学管理等

- ・再診時療養指導管理料
- ・石綿疾患療養管理料
- ・石綿疾患労災請求指導料

拡充 ・リハビリテーション情報提供加算

拡充 ・職場復帰支援・療養指導料

拡充 ・職業復帰訪問指導料

拡充 ・社会復帰支援指導料

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト74・75頁

再診時療養指導管理料

９２０円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定

（食事、日常生活動作、機能回復訓練
メンタルヘルスに関する指導）

ポイント①
石綿疾患療養管理料

ポイント②
表に掲げる各管理料等

重複算定不可

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト76頁

算定例2　同一月に次のように指導を行った場合

7/ 8　日常生活動作に関する指導，てんかん指導
7/15　機能回復訓練に関する指導
7/22　日常生活動作に関する指導
7/28　機能回復訓練に関する指導

再診時療養指導管理料
てんかん指導〔B001〕
⇒ **重複算定不可**

①てんかん指導料
２５０点×１２円(又は１１.５円)
＝３,０００円(又は２,８７５円)

②再診時療養指導管理料
９２０円×４回 ＝ ３,６８０円

①＜②より　**②再診時療養指導管理料 を算定**

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト76頁

再診時療養指導管理料

９２０円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定

ポイント③

同時に２以上の診療科で指導を行った場合(※)であっても１回として算定

(※) 医科と歯科、医科と歯科口腔外科の場合を除く

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

例題

異なる傷病について複数の診療科で再診を行い、次のように指導を行った場合

6/ 4　整形外科(再診料1,430円)：機能回復
　　内　　科(再診料　720円)：日常生活
6/11　整形外科(再診料1,430円)：機能回復
6/18　整形外科(再診料1,430円)：機能回復
　　内　　科(再診料　720円)：日常生活

同時に２以上の診療科で再診を行い、各々指導を行った場合

➡ 再診時療養指導管理料は１回として算定

再診時療養指導管理料

９２０円 ×３回 ＝２,７６０円

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト80頁

石綿疾患療養管理料

２２５点（月２回限り）

対 象

石綿関連疾患
- 肺がん
- 中皮腫
- 良性石綿胸水
- びまん性胸膜肥厚　に限る。

要 件

診療計画に基づく受診、検査の指示 又は服薬、運動、栄養、疼痛等の療養上の管理を行った場合に算定

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト80頁

石綿疾患療養管理料

２２５点（月２回限り）

ポイント1

・初診料を算定できる日及び月でも算定可

・入院中の患者も算定可

ポイント2

重複算定できないもの

・「再診時療養指導管理料」

・テキスト７５頁の表に掲げる各管理料等

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト81頁

石綿疾患労災請求指導料

４５０点（１回限り）

要 件

◆ 石綿関連疾患の診断を実施

（肺がん
中皮腫
良性石綿胸水
びまん性胸膜肥厚　に限る。）

◆ 傷病労働者への石綿ばく露に関する職歴の問診を実施

◆ 業務上と疑われる場合に労災請求の勧奨を実施

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト81頁

石綿疾患労災請求指導料

４５０点（１回限り）

要 件

取扱料 ２,２００円 併算定可

◆「療養補償給付たる療養の給付請求書」(様式第５号)

または

「療養補償給付たる療養の費用請求書」(様式第７号)

が提出された場合

＊業務上と認定された場合に支払われる

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト82頁

拡充 リハビリテーション情報提供加算

２００点

要 件

◆健保点数表の診療情報提供料(Ⅰ)が算定される場合であって、

「労災リハビリテーション実施計画書」を作成し、傷病労働者の同意を得て転院の際に 添付した場合

医師 または
医師の指揮管理のもと
理学療法士、**作業療法士**若しくは**言語聴覚士**が作成

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト84頁

職場復帰支援・療養指導料

ア 精神疾患を主傷病とする場合
イ その他の疾患の場合

対 象

① 入院治療後、通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める傷病労働者

② 入院治療を伴わず、通院療養を２ヵ月以上継続している者で就労が可能と医師が認める傷病労働者

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト84頁

拡充 職場復帰支援・療養指導料

ア　精神疾患を主傷病とする場合
イ　その他の疾患の場合

要 件

(ア)　主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、「指導管理箋」を傷病労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合。さらに、高年齢被災労働者(60歳以上)に対して「指導管理箋」を交付した場合には150点を加算できる。

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト84頁

拡充 職場復帰支援・療養指導料

ア　精神疾患を主傷病とする場合
イ　その他の疾患の場合
（月１回限り　各々４回を限度）

要 件

(ウ)　主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、 傷病労働者の同意を得て、当該医療機関に赴いた傷病労働者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト92頁

拡充 社会復帰支援指導料

１３０点（１回限り）

要 件

◆高年齢被災労働者（60歳以上）に対して、別紙様式６の２の指導項目に基づき、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導

➡ １００点 加算

＊算定にあたっては、別紙様式６の２に必要事項を記載して診療録に添付すること。

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト94頁

コンピューター断層撮影料

ＣＴ・ＭＲＩを
同一月に２回以上行った場合

２回目以降の１００分の８０に相当する点数による算定は適用されない

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト94頁

算定例３

同一月　１回目　　ＣＴ撮影　ハ
　　２回目　ＭＲＩ撮影　２

	労災	健保
撮影料		
１回目　ＣＴ	**９００点**	９００点
２回目 ＭＲＩ	**１,３３０点**	１,０６４点
診断料	**４５０点**	４５０点
合　計	**２,６８０点**	２,４１４点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト95頁

コンピューター断層診断の特例

２２５点

他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施したフィルムについて診断を行った場合

➡ 再診時についても、月１回に限り算定可

※　他院へ画像撮影を依頼し撮影されたフィルムについて自院または他院で「E203 コンピューター断層診断」を算定できる場合は、当該特例は算定できません。

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト95頁

算定例２

転医後、
初診時に他医療機関(A)で撮影したフィルムについて診断し、
再診時に他医療機関(B)で撮影したフィルムの診断を行った
場合のコンピューター断層診断について（同一月）

	労災	健保
【初診時】 コンピューター断層診断	４５０点	４５０点
【再診時】 コンピューター断層診断	**特例** **２２５点**	――

©2026 RIC All Rights Reserved

©2026 RIC All Rights Reserved

第3編

処置料・リハビリテーション料

公益財団法人　労災保険情報センター

©2026 RIC All Rights Reserved

- 処置料
- リハビリテーション料
- 処置及び
 リハビリテーションの特例

©2026 RIC All Rights Reserved

◆ 処 置 料

・四肢加算

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト98頁

四肢加算 （１点未満の端数切り上げ）

1.5倍



（一般処置）

- 創傷処置
- 下肢創傷処置
- 熱傷処置
- 絆創膏固定術
- 鎖骨又は肋骨骨折固定術
- 重度褥瘡処置
- 爪甲除去(麻酔を要しないもの)
- 穿刺排膿後薬液注入
- ドレーン法(ドレナージ)

（皮膚科処置）

- 皮膚科軟膏処置
- 皮膚科光線療法

（整形外科的処置）

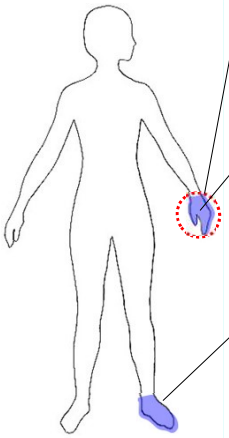
- 関節穿刺
- 粘(滑)液嚢穿刺注入
- ガングリオン穿刺術
- ガングリオン圧砕法
- 鋼線等による直達牽引（２日目以降）
- 介達牽引
- 矯正固定
- 変形機械矯正術
- 消炎鎮痛等処置
 - 手技による療法
 - 器具による療法
 - 湿布処置
- 低出力レーザー照射

©2026 RIC All Rights Reserved

例題

①左手背にドレーン法(その他のもの)
②左手背に消炎鎮痛等処置(器具)
③左足

四肢加算が適用される場合の外来管理加算の特例は?



四肢加算
２５点 × ２.０ ＝ ５０点

② 消炎鎮痛等処置(器具) ➡1.5倍
四肢加算
３５点 × １.５ ＝ ５３点

③ 消炎鎮痛等処置(器具) ➡1.5倍
四肢加算
３５点 × １.５ ＝ ５３点

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

四肢加算

テキスト100頁

四肢加算が適用される場合の外来管理加算の特例は？



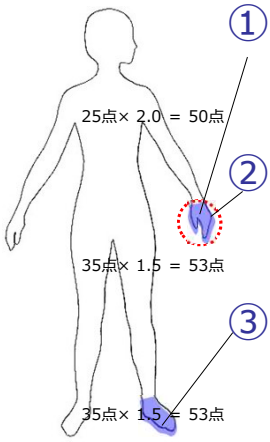
ポイント2

四肢加算後の特例点数が基準

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

例題

①左手背にドレーン法(その他のもの)
②左手背に消炎鎮痛等処置(器具)
③左足背に消炎鎮痛等処置(器具)



① ドレーン法(その他)
四肢加算

外来管理加算
特例

＜52点 ○

② 消炎鎮痛等処置(器具)
四肢加算

＞52点 ×

③ 消炎鎮痛等処置(器具)
四肢加算

＞52点 ×

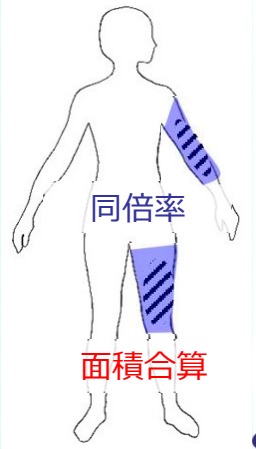
©2026 RIC All Rights Reserved

四肢加算

テキスト101頁

ポイント③

健保において処置面積を合算して算定する
「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」
四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定





©2026 RIC All Rights Reserved

四肢加算

テキスト101頁

ポイント③

健保において処置面積を合算して算定する
「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」

四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定



四肢加算の倍率が異なる範囲にまたがって行う場合は？

面積を合算し、該当する区分の所定点数に対し最も高い倍率で算定

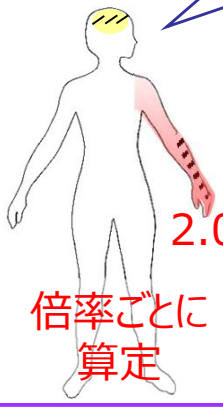
RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

例題

再診時に創傷処置を前額部に３０㎠、左前腕から左手部に連続して１５０㎠行った場合（同一

前額部の創傷処置を４５点として算定し、外来管理加算の特例を算定できるか？

1.0倍



2.0倍

倍率ごとに算定

前 額 部　５２点

左前腕 ～ 手 部

四肢加算

６０点 × 2.0 ＝ １２０点

１７２点

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

例題

再診時に創傷処置を前額部に３０㎠、
左前腕から左手部に連続して１５０㎠
行った場合
（同

外来管理加算特例は
四肢加算の倍率ごとに算定し
合算した点数を基準に判断



前 額 部　　５２点

左前腕 ～ 手 部
四肢加算
６０点 ×２.０ ＝ １２０点

１７２点

外来管理加算特例 ➡ ✕

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

◆リハビリテーション料

- 疾患別リハビリテーション料
- ＡＤＬ加算
- 四肢加算
- 標準的算定日数に係る取扱い

RIC ©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト119頁

疾患別リハビリテーション料

心大血管疾患リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	２５０点	205点
	b 作業療法士による場合	２５０点	205点
	c 医師による場合	２５０点	205点
	d 看護師による場合	２５０点	205点
	e 集団療法による場合	２５０点	205点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	１２５点	125点
	b 作業療法士による場合	１２５点	125点
	c 医師による場合	１２５点	125点
	d 看護師による場合	１２５点	125点
	e 集団療法による場合	１２５点	125点

©2026 RIC All Rights Reserved

脳血管疾患等リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	２５０点	245点
	b 作業療法士による場合	２５０点	245点
	c 言語聴覚士による場合	２５０点	245点
	d 医師による場合	２５０点	245点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	２００点	200点
	b 作業療法士による場合	２００点	200点
	c 言語聴覚士による場合	２００点	200点
	d 医師による場合	２００点	200点
（Ⅲ）	a 理学療法士による場合	１００点	100点
	b 作業療法士による場合	１００点	100点
	c 言語聴覚士による場合	１００点	100点
	d 医師による場合	１００点	100点
	e aからdまで以外の場合	１００点	100点

©2026 RIC All Rights Reserved

廃用症候群リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	２５０点	180点
	b 作業療法士による場合	２５０点	180点
	c 言語聴覚士による場合	２５０点	180点
	d 医師による場合	２５０点	180点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	２００点	146点
	b 作業療法士による場合	２００点	146点
	c 言語聴覚士による場合	２００点	146点
	d 医師による場合	２００点	146点
（Ⅲ）	a 理学療法士による場合	１００点	77点
	b 作業療法士による場合	１００点	77点
	c 言語聴覚士による場合	１００点	77点
	d 医師による場合	１００点	77点
	e aからdまで以外の場合	１００点	77点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト120頁

運動器リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	１９０点	185点
	b 作業療法士による場合	１９０点	185点
	c 医師による場合	１９０点	185点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	１８０点	170点
	b 作業療法士による場合	１８０点	170点
	c 医師による場合	１８０点	170点
（Ⅲ）	a 理学療法士による場合	８５点	85点
	b 作業療法士による場合	８５点	85点
	c 医師による場合	８５点	85点
	d aからcまで以外の場合	８５点	85点

©2026 RIC All Rights Reserved

呼吸器リハビリテーション料		（１単位）	健保点数
（Ⅰ）	a 理学療法士による場合	１８０点	175点
	b 作業療法士による場合	１８０点	175点
	c 言語聴覚士による場合	１８０点	175点
	d 医師による場合	１８０点	175点
（Ⅱ）	a 理学療法士による場合	８５点	85点
	b 作業療法士による場合	８５点	85点
	c 言語聴覚士による場合	８５点	85点
	d 医師による場合	８５点	85点

早期リハビリテーション加算、初期加算、
急性期リハビリテーション加算、
休日リハビリテーション加算、
離床を伴わずリハビリテーションを行った場合
・・・ 算定可

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト120頁

ＡＤＬ加算

３０点（１単位につき）

入院中の傷病労働者に対し、
訓練室以外の病棟等において 早期歩行、ＡＤＬの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション(Ⅰ)（運動器においては(Ⅱ)を含む）を行った場合

又は

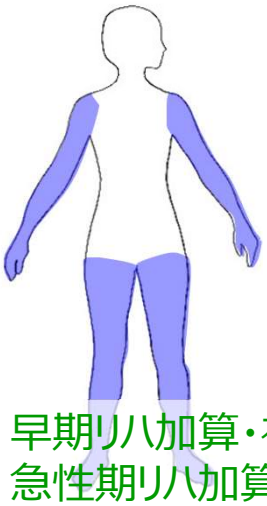
医療機関外において 疾患別リハビリテーション(Ⅰ)（運動器においては(Ⅱ)を含まない）を算定できる訓練に関するリハビリテーションを行った場合

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト122頁

四肢加算　１．５倍

鎖骨･肩甲骨･股関節含む



疾患別リハビリテーション料

- 心大血管疾患リハビリテーション料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料
- 廃用症候群　リハビリテーション料
- 運　動　器　リハビリテーション料
- 呼　吸　器　リハビリテーション料

早期リハ加算･初期加算･ADL加算
急性期リハ加算･休日リハ加算
］･･･ 四肢加算 対 象 外

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト126頁

標準的算定日数に係る取扱い

必要性及び効果が認められる場合は、
標準的算定日数を超えて算定できる。

標準的算定日数を超えた場合の
「単位数上限」は適用しない。

「単位数上限」(１月13単位) を超える場合 は

・レセプト摘要欄に医学的所見等を記載
又は
・「労災リハビリテーション評価計画書」添付

©2026 RIC All Rights Reserved

◆処置及びリハビリテーションの特例

・処置の特例

３部位又は３局所の取扱い

湿布処置の取扱い

・リハビリテーション及び処置の併施

処置の併施

リハビリテーション及び処置の併施

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト127頁

処置の特例

介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術
手技による療法、器具等による療法
腰部又は胸部固定帯固定
低出力レーザー照射

負　傷	疾　病
1日につき 受傷部位ごとに ３部位限度	1日につき ３局所限度

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト127頁

局所について



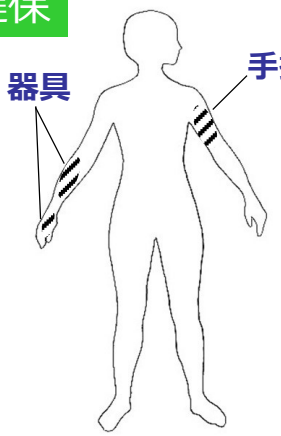
©2026 RIC All Rights Reserved

算定例２

テキスト128頁

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)
右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)
左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

健保



主たる所定点数のみを算定

３５点

©2026 RIC All Rights Reserved

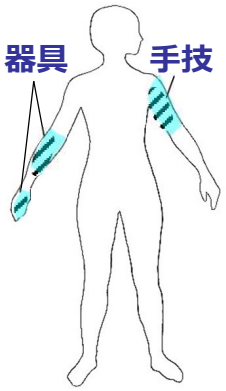
算定例２

テキスト128頁

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)
右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)
左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

労災

① 負傷の場合



受傷部位ごとに３部位を限度

四肢加算

右手背　35点 × 1.5 ＝ 53点
右前腕　35点 × 1.5 ＝ 53点
左上腕　35点 × 1.5 ＝ 53点

１５９点

©2026 RIC All Rights Reserved

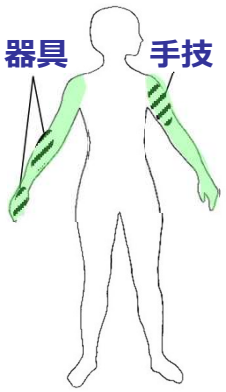
算定例２

テキスト128頁

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)
右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)
左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

労災

② 疾病の場合　３局所を限度



四肢加算

右手背
右前腕　35点 × 1.5 ＝ 53点
左上腕　35点 × 1.5 ＝ 53点

１０６点

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト134頁

リハビリテーション及び処置の併施

湿布処置等と介達牽引・手技・器具等の併施

異なる部位（局所）に行った場合に限る

湿布処置 等
四肢加算の倍率ごとに算定合算

＋

介達牽引・手技・器具 等
合計２部位（局所）まで

又は

介達牽引・手技・器具 等
合計３部位（局所）まで

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト136頁

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリと介達牽引・手技・器具等の併施

介達牽引・手技・器具等は異なる部位（局所）に行った場合に限る

リハビリテーション

＋

介達牽引・手技・器具 等
いずれか１部位（局所）

又は

介達牽引・手技・器具 等
合計３部位（局所）まで

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト138頁

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリと湿布処置等の併施

リハビリテーション ＋ 湿布処置 等（いずれか１部位）

©2026 RIC All Rights Reserved

テキスト139頁

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリ、湿布処置等と介達牽引・手技・器具等の併施

湿布処置等と介達牽引・手技・器具等は異なる部位(局所)に行った場合に限る

リハビリテーション
＋
湿布処置 等 いずれか１部位
＋
介達牽引・手技・器具 等 **いずれか１部位（局所）**

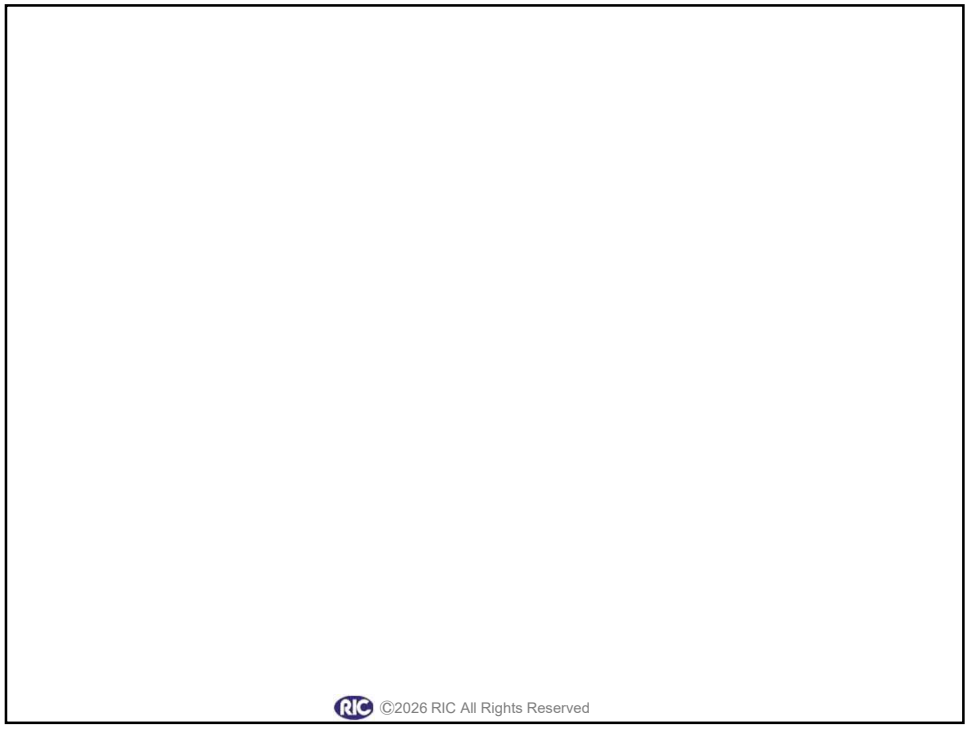
又は

湿布処置 等 四肢加算の倍率ごとに算定合算
＋
介達牽引・手技・器具 等 合計２部位（局所）まで

又は

介達牽引・手技・器具 等 合計３部位（局所）まで

©2026 RIC All Rights Reserved


©2026 RIC All Rights Reserved